

令和4年度山形県企業局指定管理者審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 企業管理者（以下「管理者」という。）は、公の施設における指定管理者の候補者を選定するため、山形県企業局指定管理者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 公の施設における指定管理者の候補者の選定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者制度に関し管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、総務部において選任する共通外部有識者3名を含む委員6人で組織する。

- (1) 企業局長 1名
 - (2) 総務企画課長 1名
 - (3) 総務企画課財務主幹 1名
 - (4) 総務部において選任する共通外部有識者 3名
- 2 委員会に委員長を置き、企業局長をもって充てる。
 - 3 委員長は会務を総轄する。
 - 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
 - 5 管理者は、必要と認めるときは、前項に掲げる委員のほかに、専門的知識を有する者を臨時的に任命することができる。

(委員の責務)

第4条 委員は公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、職務上知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、企業局が公表した情報及び審査委員会が公表した情報については、この限りではない。

(事務局)

第5条 委員会の庶務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は管理者が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年5月27日から施行する。